

## 事業再構築スプリングボード保証制度

対象者	経済産業省の事業再構築補助金の申請を行い、交付決定を受けた中小企業者
制度種類	(1)事業再構築スプリングボード保証(ショート) (2)事業再構築スプリングボード保証(ロング)
対象資金	(1)事業再構築スプリングボード保証(ショート) 事業再構築補助金入金までのつなぎ資金 (2)事業再構築スプリングボード保証(ロング) ①事業再構築補助対象経費として認められている対象経費と事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額の差額である自己負担資金 ②補助金申請時の事業計画作成にかかる認定支援機関への経費、報酬等支払資金
保証限度額	(1)事業再構築スプリングボード保証(ショート) 2億8,000万円 ただし、一般保証2億8,000万円の枠内で、事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額を限度とします。 (2)事業再構築スプリングボード保証(ロング) 2億8,000万円 ただし、一般保証2億8,000万円の枠内で、(1)事業再構築スプリングボード保証(ショート)との合算を限度とします。
貸付形式	証書貸付(ただし、保証期間が1年以内の場合は手形貸付とすることができます)

<b>保証期間</b>	(1)事業再構築スプリングボード保証(ショート) 2年以内 (2)事業再構築スプリングボード保証(ロング) 15年以内(据置期間:5年以内)
<b>返済方法</b>	(1)事業再構築スプリングボード保証(ショート) 一括返済 (2)事業再構築スプリングボード保証(ロング) 分割返済
<b>担保</b>	必要に応じて提供いただきます
<b>保証人</b>	原則として法人代表者のみとします。
<b>添付書類</b>	通常の申込書類のほかに、下記の添付書類が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業再構築補助金交付決定通知書の写し</li><li>・事業再構築補助金申請書類一式の写し</li><li>・誓約書(別紙様式)</li><li>・事業再構築補助金申請時の事業計画作成にかかる認定支援機関からの経費、報酬の請求書もしくは領収書の写し</li></ul>
<b>取扱金融機関</b>	約定書を締結している金融機関。  ただし、事業再構築スプリングボード保証(ショート)の場合は、 補助金入金予定口座がある金融機関とします。
<b>信用保証料率</b>	借入金額に対し0.45%から1.90%